

敬老金・敬老記念品について

市では、対象の年齢になられた高齢者の方のご長寿を祝い、敬老金・敬老記念品（商品券）を贈呈します。

対象者・贈呈額・贈呈方法は以下の通りです。

【対象者および贈呈額】

＜敬老金＞別表1のとおり

＜敬老記念品＞別表2のとおり

【贈呈方法】

＜敬老金＞9月6日(金)から、民生委員がご自宅へお届けします。

＜敬老記念品＞9月6日(金)から、シルバー人材センターがご自宅へお届けします。

※敬老金または敬老記念品をお渡しする際には受領印をいただきます。また、お渡しできなかった場合、10月3日(木)以降、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係窓口でお渡しします。

※100歳以上の方は、市長がご自宅を訪問します。

▼敬老記念品の商品券の有効期限をご確認ください

平成19年11月1日以降に福生商品券協同組合で発行している「福生市共通商品券」の有効期限は、発行日から3年間です。敬老記念品として配付したお手元の商品券をご確認いただき、期限内にご利用ください。

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

別表1 敬老金の対象者

令和元年9月1日現在福生市に住所を有する方で次の生年月日の方

年齢	金額	令和元年度対象者の生年月日
77歳	5,000円	昭和16年9月2日～昭和17年9月1日
88歳	10,000円	昭和5年9月2日～昭和6年9月1日
99歳	15,000円	大正8年9月2日～大正9年9月1日
100歳	20,000円	大正7年9月2日～大正8年9月1日

別表2 敬老記念品（商品券）の対象者

令和元年9月1日現在福生市に住所を有する方で次の生年月日の方

年齢	金額	令和元年度対象者の生年月日
80歳	10,000円	昭和13年9月2日～昭和14年9月1日
85歳	12,000円	昭和8年9月2日～昭和9年9月1日
90歳	15,000円	昭和3年9月2日～昭和4年9月1日
95歳	17,000円	大正12年9月2日～大正13年9月1日
100歳以上	20,000円	大正8年9月1日以前に生まれた方



市民活動支援講座

「継続的な活動のために学ぼう」クラウドファンディング

実施したい活動や伝えたい思いがあっても、活動資金がなく実現できないことがあります。

市民活動をしている方、または、これから始めたい方のために継続的な市民活動を行うためのクラウドファンディングによる活動資金調達の手法を学びます。

【日時】9月21日(土)午後2時～4時
【場所】輝き市民サポートセンター

【対象】市民活動をしている方、またはこれから市民活動を始めたい方
【定員】先着20人
【講師】遠藤寛之氏（株式会社CAMPIREローカル事業部キュレーター）

環境マネジメントシステム「F-e」令和元年度目標

市では、地域全体の環境保全の責任者として率先して環境配慮に取り組むべく、環境マネジメントシステム「F-e」を運用し、職員一同、目標の達成に向けて取り組んでいます。

令和元年度の目標が決定しましたのでお知らせします。取り組みの推進のため、市民・事業者等、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718

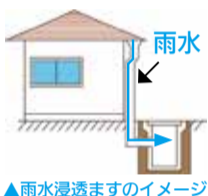
▼令和元年度目標（エネルギー・資源の削減に関する項目）

項目	単位	目標値	
市有施設におけるエネルギー使用量削減	電気 都市ガス、LPG、A重油、軽油	千 kWh kl (原油換算)	7,208 707.5
自動車利用によるエネルギー使用量削減	自動車利用によるエネルギー使用量削減 (ガソリン・軽油・天然ガス)	kl (原油換算)	32.5
市有施設における可燃系事業廃棄物（重さ）抑制	可燃系事業廃棄物（重さ） 可燃系一般廃棄物（40l袋）	kg 袋	41,765 2,100
再生紙の使用量削減	再生紙の使用量削減	千枚（A4換算）	5,274
市有施設における水道水の使用量削減	市有施設における水道水の使用量削減	m ³	89,092

雨水浸透ます設置工事を助成します

市では、住宅の屋根に降った雨水を地中に浸透させるため

の施設「雨水浸透ます」を設置する工事（9割相当（上限40万円）の助成をします。



▲雨水浸透ますのイメージ

なお、助成については年間設置数に限度があります

【対象】市内全域で、0.00m²未満の敷地に建てられた、一戸建て住宅や集合住宅※工事は指定下水道工事店が行います。
【問合せ】道路下水道課下水道グループ ☎ 551・1968

障害等に関する手当について

①心身障害者福祉手当

【対象】身体障害者手帳1～4級、愛の手帳の所持者、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方
【支給制限】65歳以上で新規手帳取得者、施設入所者、保護者が児童育成手当（障害手当）受給者、所得制限超過者等は支給されません。

【支給月】4月、8月、12月（年3回）

②重度心身障害者手当

【対象】重度の知的障害者、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方
【支給制限】65歳以上で新規手帳取得者、施設入所者、3か月超の入院をしている方、所得制限超過者等は支給されません。

【支給月】毎月

③障害児福祉手当

【対象】20歳未満で心身に著しい障害があり、常時介護が必要と認められた方
【支給制限】施設入所者、障害年金受給者、所得制限超過者等は支給されません。
【支給月】2月、5月、8月、11月（年4回）

④特別障害者手当

【対象】20歳以上で心身に著しい障害があり、

常時特別な介護が必要と認められた方

【支給制限】施設入所者、3か月超の入院をしている方、所得制限超過者等は支給されません。

【支給月】2月、5月、8月、11月（年4回）

⑤特殊疾病患者福祉手当

【対象】東京都の難病医療費助成制度対象疾病に罹患している方、小児慢性疾患医療費助成対象者で難病医療費助成制度と共通の疾病に罹患している方
【支給制限】施設入所者、心身障害者福祉手当受給者、保護者が児童育成手当（障害手当）受給者等は、支給されません。

【支給月】4月、8月、12月（年3回）

▼所得制限基準額表

扶養親族の数	本人	配偶者および扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

※心身障害者福祉手当および重度心身障害者手当は申請者（20歳未満の場合は保護者）の所得が「本人」欄の所得制限を超えている場合、障害児福祉手当および特別障害者手当は「本人」および「配偶者および扶養

義務者」欄のいずれかの所得制限を超えている場合は支給されません。

⑥原子爆弾被爆者見舞金

【対象】被爆者健康手帳をお持ちの方（毎年申請が必要です）
【支給月】8月

＜①～⑥共通＞【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

⑦児童育成手当（障害手当）

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

①身体障害者手帳1・2級程度②愛の手帳1～3度程度③脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方
【支給月】2月、6月、10月（年3回）

⑧特別児童扶養手当

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

①身体障害者手帳1～3級程度②愛の手帳1～3度程度③日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害
【支給月】4月、8月、11月（年3回）

＜⑦・⑧共通＞【問合せ】子ども育成課子育て支援係 ☎ 551・1737

※障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当は金額が変更となる場合があります。

「マイエンディングノート」を配布しています

このノートは、高齢者の

皆さんに、これまでの自分

センター熊川等で配布して

やこれからの自分を考え、整理して、伝えていただくためのノートです。

【対象】市内在住で65歳以上の方

市役所1階9番介護福祉課窓口、また地域包括支援

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751